

1. 全体計画

- ・産業廃棄物の収集運搬を行う。
- ・水銀使用製品産業廃棄物、廃石膏ボード、廃油の積替え保管を行う。
- ・産業廃棄物の中間処分を行う。
- ・産業廃棄物中間処理施設でRPFの作成を行う。

2. 産業廃棄物の種類及び収集運搬量 単位 t/月

燃え殻	0
汚泥	1
廃油	0
廃プラスチック類	132
紙くず	1
木くず	33
繊維くず	1
動植物性残さ	0
ゴムくず	0
金属くず	38
ガラス・陶磁器くず	3
がれき類	1
水銀使用製品産業廃棄物	1

3. 産業廃棄物の種類及び処分量 単位 t/月

廃プラスチック類	263
紙くず	21
木くず	81
繊維くず	1
ゴムくず	0
金属くず	76
ガラス・陶磁器くず	36

4. 収集運搬業の具体的な計画

- ・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の産業廃棄物を収集運搬する。
- ・輸送効率を上げるため、株式会社伸栄産業リサイクルセンター内に汚泥、廃油、がれき類、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物(廃乾電池、廃水銀電池、廃蛍光灯、廃蛍光灯、廃蛍光・廃放電・廃HIDランプ)の積替保管施設を設置し、積替保管を行う。

5. 収集運搬業における環境保全対策

- ・飛散防止の為、性状に適した車両を使用するとともに、シート掛けを行う。
- ・運搬容器は上蓋を確実に閉止するとともに、車両に積載する際はロープ等で固定し、転倒を防止する。
- ・石綿含有産業廃棄物は他の産業廃棄物と混ざらないように仕切りを設け、土嚢袋に入れて、変形又は破断しないように整然と積み込み、荷台にシート掛けを行い運搬する。
- ・水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）は他の物と区別し、蛍光管専用プラスチックダンボールケースに入れて運搬する。また、破損防止のために緩衝材を空隙に入れる等必要な措置を講じる。
- ・水銀使用製品産業廃棄物（廃乾電池）は他の物と区別し、ペール缶の上蓋を確実に閉止するとともに、車両に積載する際はロープ等で固定し、転倒を防止し運搬する。
- ・収集運搬時は安全運転及び騒音、振動、ほこり等の発生防止に努め、過積載は行わない。
- ・積替え保管施設の粉塵の飛散については、周囲に壁もしくはフェンスを設置しており、必要に応じて散水を行うことにより防止する。
- ・積替え保管施設の悪臭については蓋を閉めた容器で搬入・保管し防止する。
- ・積替え保管施設の騒音、振動については手作業で容器に移し防止する。
- ・積替え保管施設の有害物質の漏洩については、保管容器(200Lドラム缶)をプラスチック容器内に保管し防止する。
- ・積替え保管施設の地下浸透については、土間コンクリート200mm構造を施し防止する。
- ・積替え保管施設の害虫の発生については、清掃を行い、清潔保持に努めることで防止する。

6. 処分業の具体的な計画

- ・本社に、産業廃棄物の中間処理施設として、株式会社伸栄産業リサイクルセンターを設置する。
- ・中間処理施設では、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎を行う。

7. 処分業における環境保全対策

- ・施設は周囲にフェンスを設置しており、こまめに散水をすることにより、廃棄物の飛散を防止する。
- ・悪臭については、廃棄物の保管期間の短縮、脱臭装置の使用、定期的に清掃を行うことにより、防止する。
- ・振動、騒音については、破碎機への負荷の軽減、建機移動時の身辺整頓を行う。
また、破碎機は溶接、その他の機器はアンカーボルトによる固定を行い防止する。